

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、①暗号資産交換業者に関する規制の整備、②暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、③顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、④店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）」が、2019年5月31日に成立し、同年6月7日に公布された。（別紙1～2参照）

注）現行資金決済法上は、「仮想通貨」及び「仮想通貨交換業者」と規定されているが、国際的な動向等を踏まえ、本稿においては、これまでの実績を含む全ての箇所を、基本的に「暗号資産」及び「暗号資産交換業者」と記載する。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の概要

(別紙1)

情報通信技術の進展に伴う
金融取引の多様化



金融の機能に対する信頼向上や
利用者保護等の必要

国際的な動向等を踏まえ、法令上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

- ◆ 暗号資産交換業者に対し、顧客の暗号資産は、原則として信頼性の高い方法(コールドウォレット等)で管理することを義務付け
それ以外の方法で管理する場合には、別途、見合いの弁済原資(同種・同量の暗号資産)を保持することを義務付け
- ◆ 暗号資産交換業者に対し、広告・勧誘規制を整備
- ◆ 暗号資産の管理のみを行う業者(カストディ業者)に対し、暗号資産交換業規制のうち暗号資産の管理に関する規制を適用

暗号資産を用いた新たな取引や不公正な行為への対応

- ◆ 暗号資産を用いた証拠金取引について、外国為替証拠金取引(FX取引)と同様に、販売・勧誘規制等を整備
- ◆ 収益分配を受ける権利が付与されたICO(Initial Coin Offering)トークンについて、
 - 金融商品取引規制の対象となることを明確化
 - 株式等と同様に、投資家への情報開示の制度や販売・勧誘規制等を整備
- ◆ 暗号資産の不当な価格操作等を禁止

その他情報通信技術の進展を踏まえた対応

- ◆ 情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえ、
 - 金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加
 - 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加
- ◆ 金融機関が行う店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的に慣行となっている担保権の設定による方式に対応するための規定を整備

- マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な要請等を受け、暗号資産（仮想通貨）の交換業者に登録制を導入（2017年4月施行）
 - ✓ 口座開設時における本人確認等を義務付け
 - ✓ 利用者保護の観点から、一定の制度的枠組みを整備
（最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など）

顧客の暗号資産（仮想通貨）の流出事案が発生

暗号資産（仮想通貨）が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産（仮想通貨）を用いた
新たな取引が登場

対応

- 利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備
- 国際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

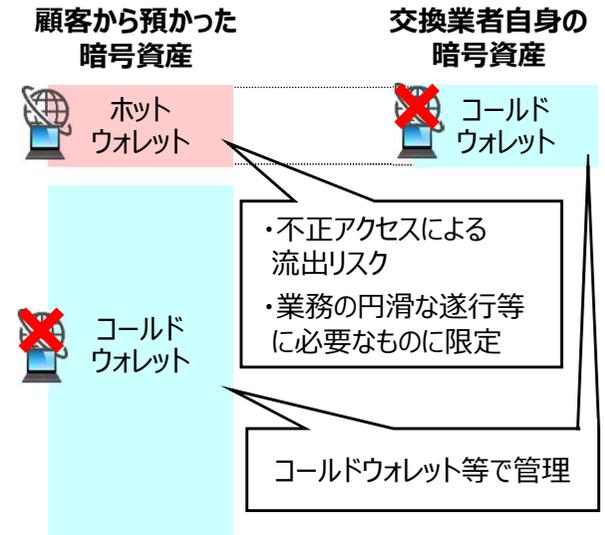
暗号資産の流出リスクへの対応

- 交換業者が顧客から預かっていた暗号資産のうち、ホットウォレット（オンライン）で管理していた暗号資産が流出する事案が複数発生



- 交換業者に対し、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット等）で管理することを義務付け

ホットウォレットで管理する顧客の暗号資産については、別途、見合いの
弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け



過剰な広告・勧誘への対応

- 交換業者による過剰な表現を用いた広告・勧誘



- 広告・勧誘規制を整備
 - ・ 虚偽表示・誇大広告の禁止
 - ・ 投機を助長するような広告・勧誘の禁止 など

暗号資産の管理のみを行う業者への対応

- FATF（マネロン対策等を扱う国際会議）が、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディ業者）について、各国協調して規制を課すことを求める勧告を採択
〔2018年10月〕



- カストディ業者に対し、暗号資産交換業規制のうち、暗号資産の管理に関する規制を適用（本人確認義務、分別管理義務 など）

暗号資産の取引の適正化等に向けた対応

問題がある暗号資産への対応

- 移転記録が公開されずマネロンに利用されやすいなどの問題がある暗号資産が登場



- 交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前届出とし、問題がないかチェックする仕組みを整備

(注) 交換業者が取り扱う暗号資産を審査する自主規制機関とも連携



暗号資産を用いた不公正な行為への対応

- 暗号資産の取引において、不当な価格操作等が行われている、との指摘



- 風説の流布・価格操作等の不公正な行為を禁止



暗号資産に関するその他の対応

- 交換業者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定を整備

暗号資産を用いた新たな取引への対応

暗号資産を用いた証拠金取引への対応

- 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、現状では規制対象外



- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、**金融商品取引法上の規制（販売・勧誘規制等）を整備**

(例)

レバレッジ倍率
25倍の場合

顧客→業者
証拠金
20万円

取引可能額
(想定元本)

500万円
相当の
暗号資産

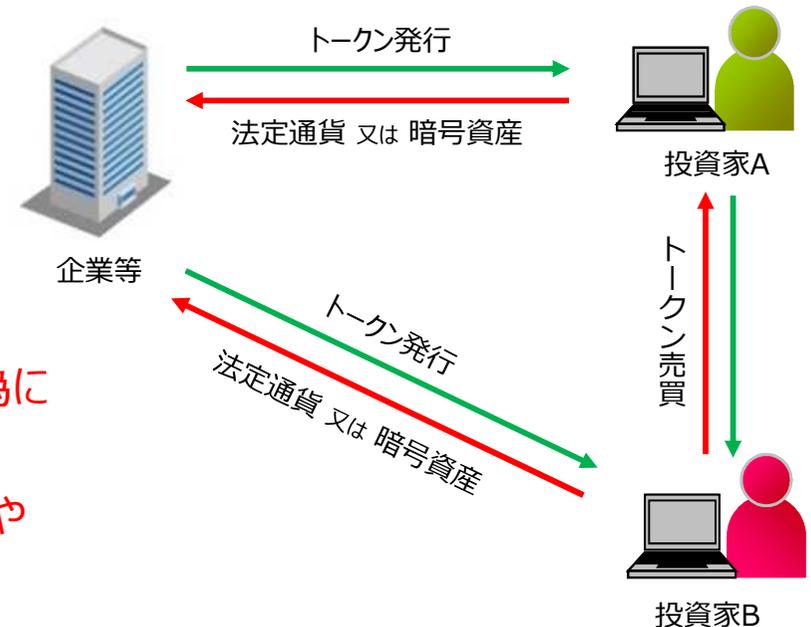
ICO (Initial Coin Offering) への対応

※ICOは、企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称

- 詐欺的な事案も多い等の指摘がある中、ICOに適用されるルールが不明確



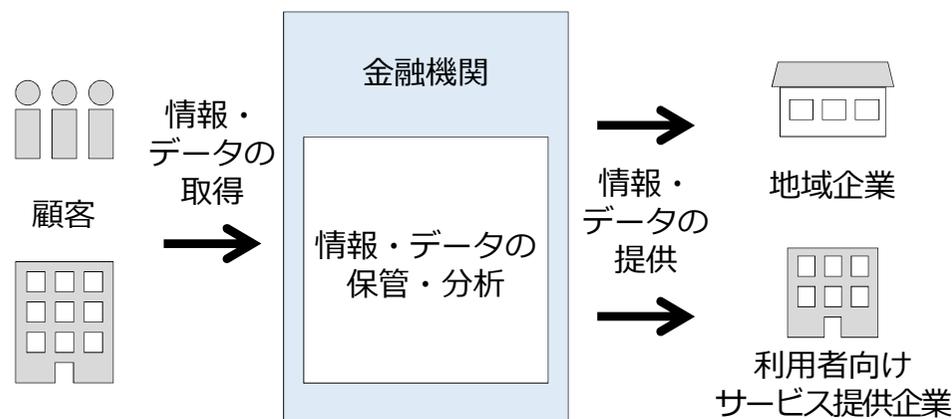
- 収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、投資家のリスクや流通性の高さ等を踏まえ、
 - ・ 投資家に対し、**暗号資産を対価としてトークンを発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化**
 - ・ 株式等と同様に、**発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備**



情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた対応

保有する情報を第三者に提供する業務を金融機関の業務に追加

- 現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用
- ↓
- 金融機関が地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりできるよう、その業務に、顧客に関する情報を同意を得て第三者に提供する業務等を追加



※ 金融機関は、引き続き個人情報保護法令を遵守する必要

保険業に関連するIT企業等を保険会社の子会社対象会社に追加

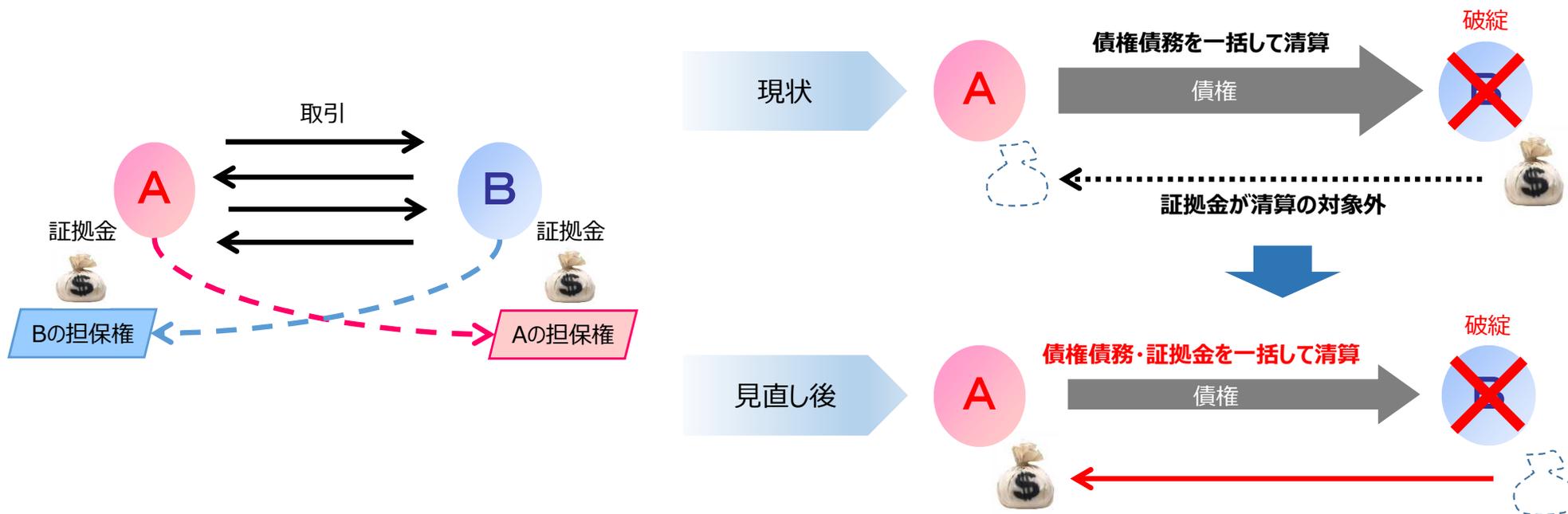
- 現状、保険会社の子会社は、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことはできない
- ↓
- 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加



情報通信技術の進展を踏まえたその他の対応

店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関する規定の整備

- 情報通信技術の進展を背景とした金融機関間での国際的な店頭デリバティブ取引の増加を踏まえ、**国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について、円滑な清算を可能とする規定を整備**



データの差押え等に関する規定の整備

- 刑事訴訟法等と同様に、金融商品取引法の違反事案の調査において、**電子的に保管されたデータの差押え等を可能とする規定を整備**

第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための制度整備

2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（別紙1参照）の提言を踏まえ、①内閣府令の改正、②「記述情報の開示に関する原則」の策定、③「記述情報の開示の好事例集」の公表などの取組みを行った。（別紙2～4参照）

2. 事業報告書と有価証券報告書の共通化・一体化に向けた取組み

有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や一体化を希望する企業への支援について関係省庁と検討し、一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を公表した（2018年12月）。

3. 株式報酬に係る開示規制の見直し及び「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し等（別紙5参照）

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査）、②重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（2019年3月）。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

2018 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	10 件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の懲慥を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発を行っている。2018 事務年度の状況は次のとおりである。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. EDINETの開示情報の提供におけるオープンAPIの導入

EDINETの一層の利便性向上のため、EDINETから利用者が開示情報を効率的に取得可能となるよう、オープンAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を導入し、2019年3月から提供を開始した。

3. 新元号対応

EDINETにおける和暦での入出力を新元号で行うためのシステム改修を実施した。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2019年6月末時点で218社、全上場企業の時価総額の35.6%まで増加した。（別紙6参照）

こうした動きを更に後押しするべく、2018年に引き続き、IFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーを2019年3月に開催した（主催：会計教育研修機構）。また、IFRS任意適用企業における本邦通貨以外の通貨による表示について、制度上の取扱いを明確にするため、2019年1月に内閣府令を改正した。

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2019年7月に時価算定会計基準を策定・公表した。また、2019年3月にはリース会計基準の開発に着手したほか、金融商品会計基準については、2018年8月から11月まで見直しについての意見募集を実施し、見直しに向けた検討が進められている。

(4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」(注)の登録者等を対象に、国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウム(2019年3月)を開催したほか、登録者同士の横のネットワーク作りに役立つための定例会(2018年8月、12月)を開催した。

(注) IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード(MB)が設置されており、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構(IOSCO)等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され(別紙7参照)、「監査法人のガバナンス・コード」の策定(別紙8参照)「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」の公表(別紙9参照)等の取組みが行われてきた。

特に、会計監査に関する情報提供の充実の観点から、2018事務年度は、2018年7月に、企業会計審議会において、監査報告書に、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行い、11月には内閣府令の

改正を行った。

また、通常と異なる監査意見が表明された場合等、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について検討するため、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、2019年1月に報告書を取りまとめ公表した。(別紙10参照)

報告書の指摘を受け、監査報告書の記載については、2019年5月に企業会計審議会における議論を踏まえ監査基準等の改訂のパブリックコメントを実施したほか、監査人の交代時の開示については、同年6月に内閣府令の改正を行った。

このほか、監査法人のガバナンス強化について、公認会計士・監査審査会とも連携し、各監査法人が適用した「監査法人のガバナンス・コード」の実効性について検証した。

2. 国際監査基準（ISA）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、IOSCO、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じて、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

2018事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2018年9月	監査法人アヴァンティア	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2018年10月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (結論の基礎となる証拠を得ずに結論表明)
	公認会計士1名	戒告	
2018年11月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

2019年5月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2019年5月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2019年5月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2019年5月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	2015年 6月末	2016年 6月末	2017年 6月末	2018年 6月末	2019年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	27,351	28,343	29,458	30,365	31,153
監査法人の数 (法人)	218	217	223	230	237

VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、2009年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

2018事務年度は、引き続き、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

VIII I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は55カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、代表理事会及び全てのワーキング・グループに積極的に参加し、監査品

質向上に向けた議論に貢献している。I F I A Rは2017年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。（別紙11参照）

2019年4月に開催されたI F I A R年次総会では、各国の当局検査結果の監査委員会への共有に関するパネルディスカッションにおいて我が国の取組について紹介する等、積極的な貢献を行った。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本I F I A Rネットワーク」第3回総会を同年6月に開催し、I F I A R事務局からI F I A R年次総会における議論の還元がなされた。（別紙12～13参照）

報告の内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

今後の取組み

① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

② 開示のベストプラクティスの収集・公表

③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

主な改正内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を求める
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める 等

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する 等

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況(監査役会の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況等)、監査法人による継続監査期間等の開示を求める 等

適用時期

- ① 2019年3月期から適用(上記「II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」欄に記載の項目等)
- ② 2020年3月期から適用(①以外)

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、記述情報についての
プリンシプルベースのガイダンスを策定。
(2019年3月19日公表)

目的

- 記述情報の中でも、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理することにより、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図る。

構成

- I. 総論：記述情報の開示全般に共通する考え方及び望ましい開示に向けた取組みを提示
- II. 各論：記述情報の中でも、投資家による適切な投資判断を可能とし、また、建設的な対話につながる項目である、経営方針・経営戦略等などについて、開示の考え方及び望ましい開示に向けた取組みを提示

I. 総論

II. 各論

1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- 1-1. 経営方針・経営戦略等
- 1-2. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
- 1-3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

2. 事業等のリスク

3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)

- 3-1. MD&Aに共通する事項
- 3-2. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
- 3-3. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

位置付け

- 本原則は、新たな開示事項を加えるものではないが、企業において、本原則に沿った望ましい開示に向けた取組みが進められることを期待。
- 本原則に対応した開示例の公表により、好事例（ベストプラクティス）を全体に広げるとともに、必要に応じ、積み上げられた好事例を本原則へ反映することも検討。

「記述情報の開示に関する原則」 総論のポイント

経営目線の議論の適切な反映

- 取締役会や経営会議における経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論のディスクロージャーへの適切な反映
- 経営トップによるディスクロージャーに関する基本方針の提示

重要性（マテリアリティ）

- 情報の重要性（マテリアリティ）の判断における業績に与える影響度及びその発生の蓋然性の考慮、並びに、重要性のディスクロージャーへの適切な反映

資本コスト等に関する議論の反映

- 取締役会や経営会議における、成長投資・手許資金・株主還元のあり方や資本コストに関する議論、並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性のディスクロージャーへの適切な反映

セグメント情報

- 経営上、事業ポートフォリオのあり方についての検討が求められている中、経営の目線を十分に踏まえた深度あるセグメント情報の開示

分かりやすさ

- より分かりやすい開示の実現に向けた、図表、グラフ、写真等の積極的な活用

（注）決算説明資料や年次報告書などを作成している場合には、それらにおける図表、グラフ、写真等を法定開示書類に取り入れることも考えられる。その際には、重要な情報が必要かつ十分に開示されるよう配慮が必要。

「記述情報の開示の好事例集」の概要

(別紙4)

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、**記述情報の開示の好事例（ベストプラクティス）**を収集・公表。

- 好事例集の章立ては、「記述情報の開示に関する原則」各論の項目と対応。
⇒ 好事例集と「記述情報の開示に関する原則」とを併せて利用することで、より両者についての理解が深まる。
- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
当該コメントは、「記述情報の開示に関する原則」と対応。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 好事例集は、随時更新を行う予定。

記述情報の開示の好事例集

CONTENTS

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
2. 「事業等のリスク」の開示例
3. 「MD&Aに共通する事項」の開示例
4. 「キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容等」の開示例
5. 「重要な会計上の見積り」の開示例

金融庁
2019年3月19日

目次①

「経営環境及び対処すべき課題等」の開示例	「事業等のリスク」の開示例	「MD&Aに共通する事項」の開示例	「重要な会計上の見積り」の開示例
オムロン(株) 1-11	日本たばこ産業(株) 2-1	(株)ファーストリテイリング 3-1	(株)三井物産 3-5
ユニコム(株) 1-5	三井化学(株) 2-2	(株)リクルートホールディングス 3-2	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 3-10
住友化学(株) 1-7	住友化学(株) 2-3	三菱重工業(株) 3-3	
(株)ロソン 1-8	三井物産(株) 2-4		
アサヒグループホールディングス(株) 1-9	カゴメ(株) 2-5		
東京海上ホールディングス(株) 1-11	東京海上ホールディングス(株) 2-6		

1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例

三井物産株式会社 (1/4) 有価証券報告書 (2018年3月期) P17-18

目次

1-11 経営環境及び対処すべき課題等

1-12 事業等のリスク

1-13 MD&Aに共通する事項

1-14 重要な会計上の見積り

1-15 重要な会計上の見積り

1-16 重要な会計上の見積り

1-17 重要な会計上の見積り

1-18 重要な会計上の見積り

1-19 重要な会計上の見積り

1-20 重要な会計上の見積り

1-21 重要な会計上の見積り

1-22 重要な会計上の見積り

1-23 重要な会計上の見積り

1-24 重要な会計上の見積り

1-25 重要な会計上の見積り

1-26 重要な会計上の見積り

1-27 重要な会計上の見積り

1-28 重要な会計上の見積り

1-29 重要な会計上の見積り

1-30 重要な会計上の見積り

1-31 重要な会計上の見積り

1-32 重要な会計上の見積り

1-33 重要な会計上の見積り

1-34 重要な会計上の見積り

1-35 重要な会計上の見積り

1-36 重要な会計上の見積り

1-37 重要な会計上の見積り

1-38 重要な会計上の見積り

1-39 重要な会計上の見積り

1-40 重要な会計上の見積り

1-41 重要な会計上の見積り

1-42 重要な会計上の見積り

1-43 重要な会計上の見積り

1-44 重要な会計上の見積り

1-45 重要な会計上の見積り

1-46 重要な会計上の見積り

1-47 重要な会計上の見積り

1-48 重要な会計上の見積り

1-49 重要な会計上の見積り

1-50 重要な会計上の見積り

1-51 重要な会計上の見積り

1-52 重要な会計上の見積り

1-53 重要な会計上の見積り

1-54 重要な会計上の見積り

1-55 重要な会計上の見積り

1-56 重要な会計上の見積り

1-57 重要な会計上の見積り

1-58 重要な会計上の見積り

1-59 重要な会計上の見積り

1-60 重要な会計上の見積り

1-61 重要な会計上の見積り

1-62 重要な会計上の見積り

1-63 重要な会計上の見積り

1-64 重要な会計上の見積り

1-65 重要な会計上の見積り

1-66 重要な会計上の見積り

1-67 重要な会計上の見積り

1-68 重要な会計上の見積り

1-69 重要な会計上の見積り

1-70 重要な会計上の見積り

1-71 重要な会計上の見積り

1-72 重要な会計上の見積り

1-73 重要な会計上の見積り

1-74 重要な会計上の見積り

1-75 重要な会計上の見積り

1-76 重要な会計上の見積り

1-77 重要な会計上の見積り

1-78 重要な会計上の見積り

1-79 重要な会計上の見積り

1-80 重要な会計上の見積り

1-81 重要な会計上の見積り

1-82 重要な会計上の見積り

1-83 重要な会計上の見積り

1-84 重要な会計上の見積り

1-85 重要な会計上の見積り

1-86 重要な会計上の見積り

1-87 重要な会計上の見積り

1-88 重要な会計上の見積り

1-89 重要な会計上の見積り

1-90 重要な会計上の見積り

1-91 重要な会計上の見積り

1-92 重要な会計上の見積り

1-93 重要な会計上の見積り

1-94 重要な会計上の見積り

1-95 重要な会計上の見積り

1-96 重要な会計上の見積り

1-97 重要な会計上の見積り

1-98 重要な会計上の見積り

1-99 重要な会計上の見積り

1-100 重要な会計上の見積り

平成31年4月19日
 金融庁

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について

金融庁では、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 主な改正内容

①株式報酬に係る開示規制の見直し

近年、経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬としての株式報酬の導入が広がっており、労務の対価として一定期間の譲渡を制限した株式（譲渡制限付株式）を交付する企業が増加しています。

これを踏まえ、（１）交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、（２）発行する株式に譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、当該譲渡制限付株式の募集又は売出しについては、ストック・オプションと同様、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とします。

具体的な改正内容は[別紙1](#)・[別紙2](#)・[別紙3](#)をご参照ください。

②「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し

監査人の異動に関して、臨時報告書へ監査役等の意見の記載や当該異動する監査人の意見をより積極的に記載できるようにします。また、臨時報告書へ監査人の異動の実質的な理由の記載がなされるよう、企業内容等開示ガイドラインに具体的な交代理由を例示します。

具体的な改正内容は[別紙4](#)・[別紙5](#)をご参照ください。

③電子開示手続等を行う場合の電子証明書の使用に関する留意事項の見直し

開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合に、電子証明書を使用することができるとした留意事項を廃止します。

具体的な改正内容については、[別紙6](#)を御参照ください。

2. 施行・適用について（予定）

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布・施行予定です。

これらの案について御意見がありましたら、**2019年5月20日（月）12時00分（必着）**までに、住所（法人・団体等の場合は主たる事業所の所在地）、氏名（法人・団体等の場合は法人・団体名及び意見提出者の氏名）、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、郵便又はファックスにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人・団体等の場合にあっては法人・団体名を含む）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見

の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、
（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、
には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際に
連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させて
いただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#) 

御意見の送付先

金融庁企画市場局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6266

URL：https://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）

上記①に関する内容：企画市場局企業開示課（内線 3665、3846）

上記②に関する内容：企画市場局企業開示課（内線 3661、2768）

上記③に関する内容：企画市場局企業開示課（内線 3653、2761）

①株式報酬に係る開示規制の見直し案

（別紙１）  [金融商品取引法施行令新旧対照表（PDF：71KB）](#)

（別紙２）  [企業内容等の開示に関する内閣府令新旧対照表（PDF：122KB）](#)

（別紙３）  [企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）新旧対照表（PDF：34KB）](#)

②「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し案

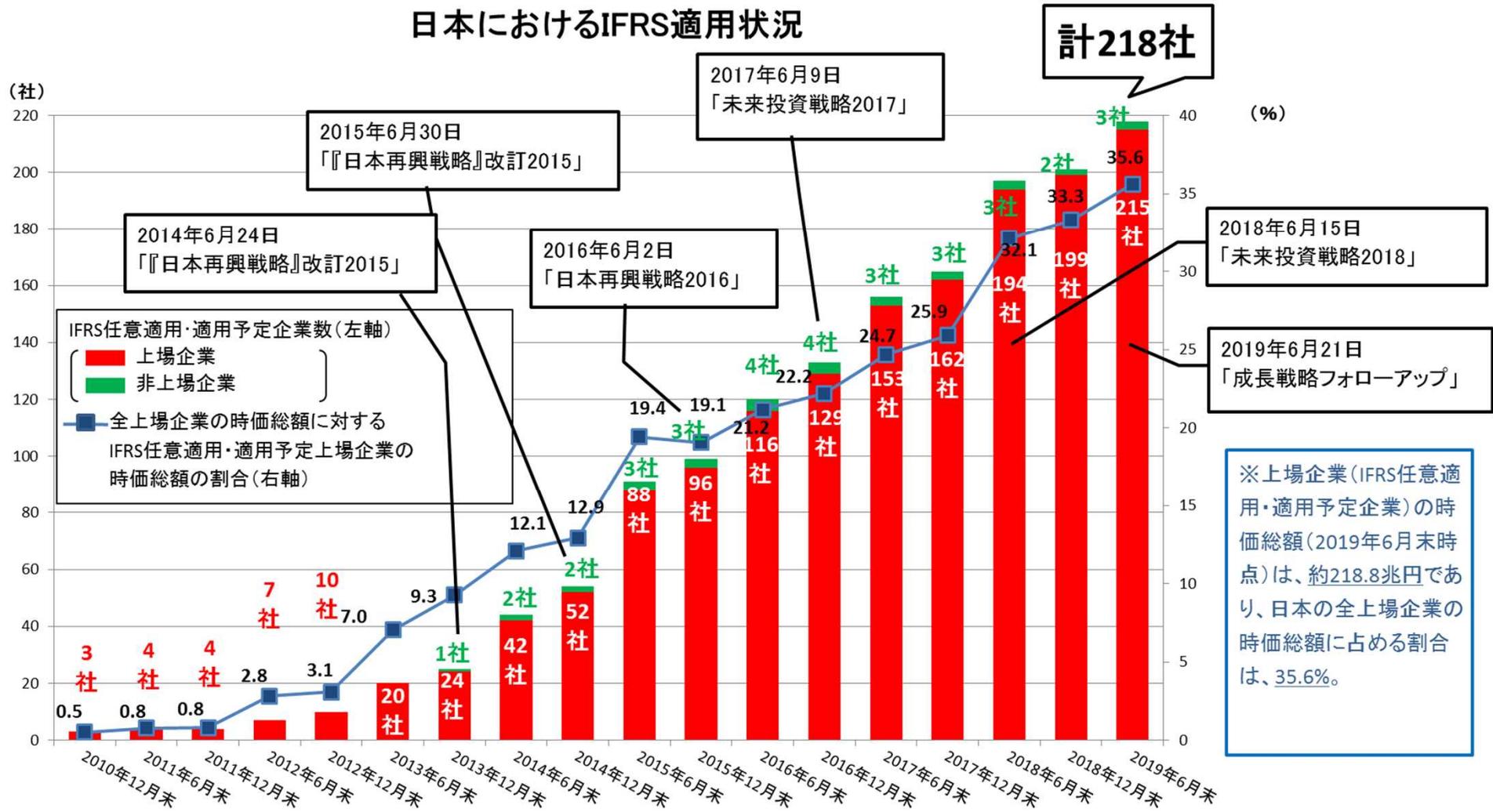
（別紙４）  [企業内容等の開示に関する内閣府令新旧対照表（PDF：106KB）](#)

（別紙５）  [企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）新旧対照表（PDF：46KB）](#)

③電子開示手続等を行う場合の電子証明書の使用に関する留意事項の見直し案

（別紙６）  [開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）新旧対照表（PDF：28KB）](#)

日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

会計監査の信頼性確保に向けて

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙7)

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

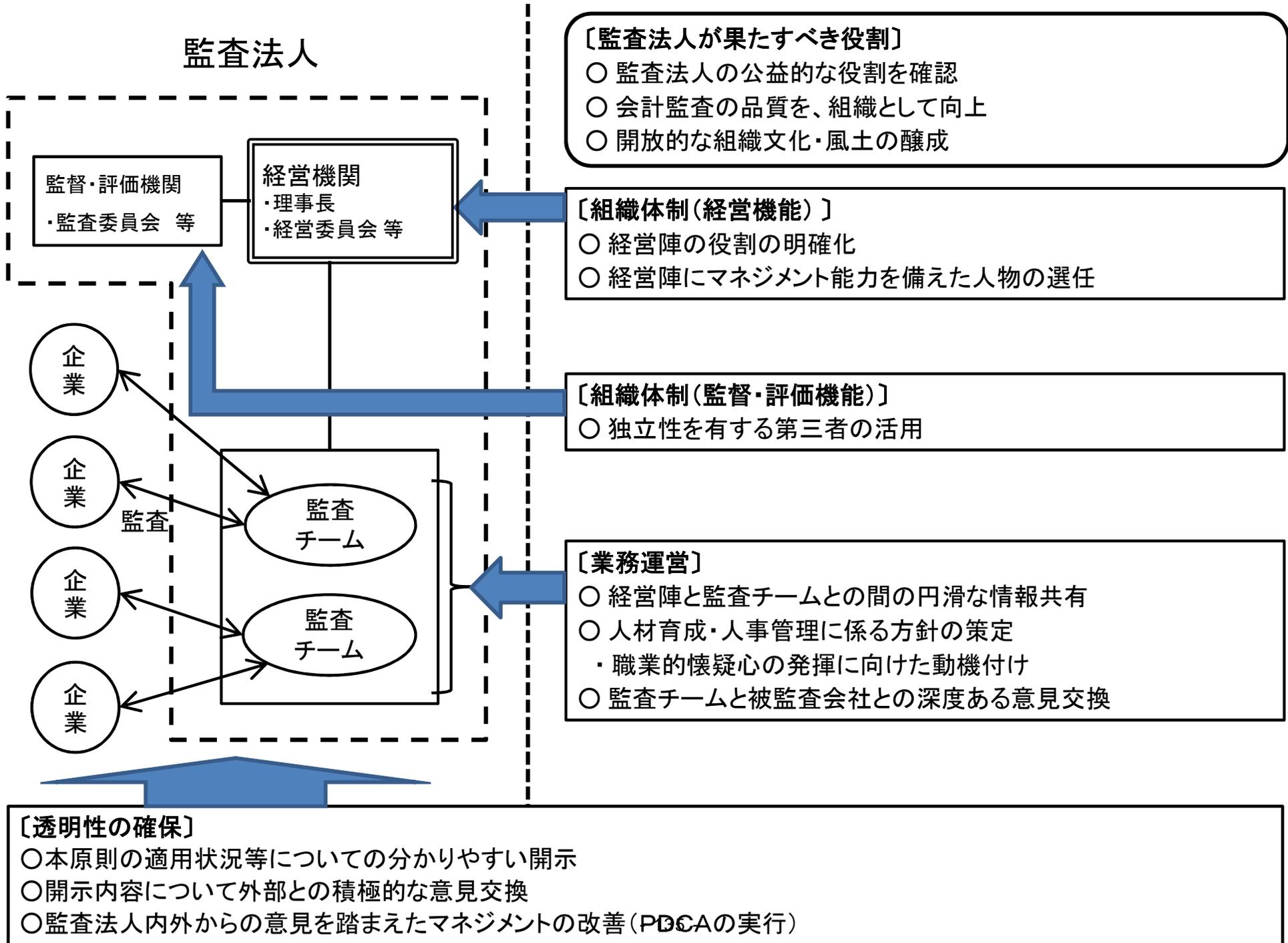
- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)



有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上



「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要

(別紙10)

— 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として —

- 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。

	現状	対応
通常とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。 (例: 限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分)	監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載。 ・ 限定付適正意見: なぜ不適正意見ではないと判断したか ・ 意見不表明: なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。 (例: 株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない)	監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
<p>監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。</p>		
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。(単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上)	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容(例: 監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容)を記載。

IFIAR組織構成及び加盟国

(別紙11)

○ IFIAR組織図



○ IFIAR加盟国(55カ国・地域)

(2019年6月末現在)

欧州 (32)

アイルランド(IAASA)	<u>ノルウェー</u> (The FSA)
アルバニア(POB)	ハンガリー(APOC)
<u>イギリス</u> (FRC)	フィンランド(AB3C)
イタリア(CONSOB)	<u>フランス</u> (H3C)
オーストリア(ASA)	ブルガリア(CPOSA)
<u>オランダ</u> (AFM)	ベルギー(CRME/KVI)
キプロス(CyPAOB)	<u>ポーランド</u> (AOC)
ギリシャ(AAOB/ELTE)	ポルトガル(CNSA)
クロアチア(APOC)	<u>リトアニア</u> (AAA)
<u>ジブラルタル</u> (FSC)	<u>リヒテンシュタイン</u> (FMA)
<u>スイス</u> (FAOA)	ルーマニア(ASPAAS)
スウェーデン(SBPA/RN)	<u>ルクセンブルグ</u> (CSSF)
スロバキア(UDVA)	ジョージア(SARAS)
スロベニア(ANR/APOA)	ロシア(MOF/FSFBO)
スペイン(ICAC)	
<u>チェコ</u> (RVDA)	
デンマーク(DBA)	
ドイツ(AOC(APAK))	

アジア (11)

インドネシア(PPAJP)
韓国(FSC/FSS)
シンガポール(ACRA)
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
チャイニーズタイペイ(FSC)
日本(CPAAOB/FSA)
フィリピン(SEC)
マレーシア(AOB)
オーストラリア(ASIC)
ニュージーランド(FMA)

中東 (4)

アブダビ(ADAA)
サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFSA)
トルコ(POA/CMA)

アフリカ (4)

エジプト(AOB/EFSA)
ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)
モーリシャス(FRC)

北米 (2)

アメリカ(PCAOB)
カナダ(CPAB)

中南米 (2)

ブラジル(CVM)
ケイマン(AOA)

※下線を引いてある24カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関となる。
 - 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学をあげた支援が必要。
 - 誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。
- ⇒ 世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 会員 別紙の各団体
- 活動内容
 - ①IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ②我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会 (I B A)
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

第3節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

1. 店頭FX業者の決済リスクへの対応について

「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正等を行った。(別紙1参照)

2. 市場の活性化や規制の合理化に係る取組み

市場の活性化や規制の合理化に係る制度整備として、内閣府令等の改正を行った(2019年6月5日公布・施行)。(別紙2参照)

- (1) P T S信用取引に係る所要の措置
- (2) 海外系G－S I B子会社へのT L A C規制の導入に向けた所要の措置
- (3) 広告等における法定記載事項の緩和
- (4) 不動産ファンド・リート間における不動産信託受益権の相互間取引に関する規制緩和

3. 情報技術の進展に伴う現行規制の点検

金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第17～19・24回)における議論(注)を踏まえながら、情報技術の進展に伴う現行規制の点検を行った。

(注) なお(1)～(3)に関しては、同ワーキング・グループにおいて、法制度の見直しの方向性について取りまとめがなされた(2018年12月27日公表)。(別紙3参照)

- (1) 契約締結前交付書面等の見直し
- (2) 犯則調査における証拠収集・分析手続
第2部第3章第1節参照。
- (3) 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制
第2部第3章第1節参照。
- (4) ダークプール取引の透明化等に向けた対応 (別紙4参照)

II 金融商品取引所をめぐる動き（総合取引所の実現等）

1. 総合取引所の実現について（別紙5参照）
2. 市場構造の在り方について（別紙6参照）
第2部第5章第1節参照。

III 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 店頭デリバティブ取引に係る規制の同等性評価（別紙7参照）
2. 証券決済・清算態勢の強化

安全かつ利便性の高い証券決済システムの構築の一環として、証券の決済期間短縮化に向けた取組みが進められた。上場株式・上場ETF・上場REIT等の取引のT+2化（約定日から2日後決済）については2019年7月16日から、国債リテール・一般債取引のT+2化については2020年7月13日から実施することが予定されている。

IV 東京国際金融センターの推進

1. 「金融業の拠点開設サポートデスク」による新規参入の促進

「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）において、東京国際金融センター推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、2017年4月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者等の日本拠点の開設を促進している。

（別紙8参照）

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、2018事務年度は、12社の海外資産運用業者等の業登録を完了した。

2. プロモーションイベントへの参加

また、東京都が主催する金融プロモーションイベント等に参加し、国内外の金融事業者や海外当局に対して、新規参入・イノベーションの促進に向けた金融庁の取組みやメッセージを発信した。

店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応

- 店頭FX取引について、その市場規模の拡大に伴い、金融市場に与える影響が増大していることを踏まえ、店頭FX業者に対し、決済リスク管理強化等の観点から、次の対応を求める。

ストレステストを通じた 自己資本の拡充

- 店頭FX取引に伴うリスクが実現し損失を抱えた場合であっても、これを吸収できるだけの十分な自己資本を確保させるため、厳格かつ適正なストレステストを実施。

○ 金融商品取引業協会の規則（※）に基づくストレステストの実施

過去最大の相場変動により店頭FX業者の3つのリスク（①顧客未収金リスク、②未カバーポジションリスク、③カバー先の破綻リスク）に想定上の最大損失が実現することを想定

○ ストレステストの結果、必要があると認められる場合には、経営の健全性を確保するための措置を講じること

リスク情報の開示

- 店頭FX業者の決済リスクが顕在化した場合には、投資者や取引先に影響を及ぼす可能性があることから、リスク情報を開示。

○ 未カバー率

店頭FX取引のカバーされていないポジションは、為替相場の変動を直接受けるため

○ カバー取引の状況

カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生するため

○ 平均証拠金率

店頭FX取引の証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなるため

取引データの保存・報告制度 の充実

- 顧客に不利な価格で約定するといった不正な取引等を検証できるようにするため、取引データの保存・報告体制を整備。

○ 金融商品取引業協会の規則（※）に基づく取引データの保存・報告

（保存項目）

- ・ 顧客提示レート
- ・ カバー取引のレート 等

（報告項目）

- ・ 取引の種類、数量
- ・ 通貨ペア
- ・ 約定レート 等

令和元年6月5日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」について、平成31年3月20日(水)から平成31年4月19日(金)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、7の個人及び団体より延べ25件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

【改正の概要】

市場の活性化や規制の合理化に係る施策として、下記のとおり府令の改正を行うものです。

(1) 私設取引システム(Proprietary Trading System:PTS)信用取引に係る所要の措置

PTSにおける信用取引について、空売り規制(ネイキッド・ショートセリングに係る裏付け確認及び価格規制)の適用除外とする等、金融商品取引所における信用取引に係る規制と同等の手当を行う。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令(第17条、第19条、第117条、第158条の3)
- ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(第9条の3、第15条、第15条の3、第59条、第63条)
- ・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(第6条)
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

(2) 海外G-SIB子会社へのTLAC規制の導入に向けた所要の措置(TLAC規制の導入については[こちら](#)をご参照ください。)

海外G-SIBを親会社とする金融商品取引業者等の一部をTLAC規制(※)の対象とするため、親会社との間において、業務の継続的な実施を確保するための業務管理体制の整備を求める。

※当該規制の詳細については、取りまとめり次第、公表する予定です。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令(第70条の2、第199条)

(3) 広告等における法定記載事項の緩和

金融商品取引業者等が、その業務の内容について広告等を行う場合、当該業者が加入している全ての金融商品取引業協会の名称を表示しなければならないとされているところ、法定記載事項の合理化を図る観点から、当該業務の内容に関連する協会の

名称の記載のみを義務付け対象とする。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（第76条、第269条）

（4）不動産ファンド・リート間における不動産信託受益権の相互間取引に関する規制緩和

不動産信託受益権を運用するファンド・リートについて、その投資主数の規模の拡大に鑑み、権利者がいずれも適格機関投資家のみによって構成される場合に限り、ファンド・リート相互間取引に係る権利者の同意要件（全権利者の同意）をベンチャーファンドと同水準（全権利の3分の2以上の同意）に緩和する。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（第128条、第129条）
- ・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（第16条）

具体的な改正の内容については、別紙2～6を御参照ください。

なお、本件のうち別紙6については、行政手続法第39条第4項第8号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

2. 公布・施行日

本件の内閣府令・監督指針は、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙1～5）企画市場局市場課（内線2644、2622）

（別紙6）監督局証券課（内線3723）

（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF：119KB）

（別紙2）金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号） 新旧対照表（PDF：144KB）

（別紙3）金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第75号） 新旧対照表（PDF：66KB）

（別紙4）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号） 新旧対照表（PDF：124KB）

（別紙5）有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号） 新旧対照表（PDF：109KB）

（別紙6）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表（PDF：39KB）

金融審議会 市場ワーキング・グループ
「直接金融市場に関する現行規制の点検」について

平成 30 年 12 月 27 日

本報告は、直接金融市場における現行規制の点検事項について、本ワーキング・グループが審議した結果を取りまとめたものである。本報告に示された考え方を踏まえ、当局および関係者において、適切な制度整備が進められることを望みたい。

1. 契約締結前交付書面等の見直し

金融商品取引業者等は、契約の締結前に、業者の商号や契約の概要、手数料、リスク等を記載した書面をあらかじめ交付する必要がある。一方で、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する本書面を交付している場合等、投資者の保護に支障を生ずることがない一部の場合には、交付の義務が免除されている。

このような規制を前提として、証券会社においては、交付漏れを防止しつつ円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券等に関する本書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在しているが、顧客にとって必ずしも有益な情報提供の方法となっていない、との指摘がある。

このため、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から本書面交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにすることが適当である。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していくことが望まれる。

2. 犯則調査における証拠収集・分析手続

近年の情報技術の進展等により、犯則調査において電磁的記録（例えば、パソコン接続サーバに保管されているデータ）等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。

しかし、金融商品取引法には、刑事訴訟法や国税通則法等に導入されている電磁

的記録に係る差押え等の規定が整備されておらず、現在は、証券取引等監視委員会
が押収物たるパソコン等の外部にある電磁的記録の取得等を行う場合、任意の協力を
を求めるしかない状態となっている。

従って、犯則調査における証拠収集・分析手続について、他法令の規定等を参考
としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備することが適当である。

3. 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

G20 カンヌ・サミット（平成 23 年 11 月）において、店頭デリバティブ取引のうち
清算機関を通じて決済されない取引（非清算店頭デリバティブ取引）に関し、取
引当事者間で証拠金（担保）の授受を行うことを義務付ける規制の導入が合意され
た。これを受けて、我が国においても平成 28 年 9 月に同証拠金規制が導入されたと
ころであり、平成 32 年 9 月以降は同規制の適用対象が地銀・保険会社等にも広がる
見込みとなっている。

同証拠金規制においては、受領した当初証拠金について、相手側破たん時に即時
利用が可能な状態で分別管理することが求められているが、一方で、我が国の現行
法制の下では、クロスボーダー取引で慣行となっている質権構成による当初証拠金
の授受を行う場合、担保提供者に会社更生法が適用されると、担保受領者による実
行が制限されるリスク（会社更生法リスク）があり、その即時利用が必ずしも確保
されていないとの指摘がある。

そのため、決済における安定性を確保する観点から、関係法令において、国際慣
行に即した証拠金授受を一括清算の対象とするため必要な規定を整備することが適
当である。

(別紙4)

※第24回市場ワーキング・グループ資料

事務局説明資料

(ダークプール取引の透明化等に向けた対応策)

第19回WG(平成31年2月19日)での議論

◆ ダークプール取引における課題

今後個人投資家向けダークプールの拡大が見込まれる中で検討すべき課題として

- ✓ ダークプールを経由した注文の把握
- ✓ ダークプール運営情報の開示等
- ✓ 価格改善の実効性の確保

についてご議論いただいた



◆ 委員からいただいた主なご意見

- ダークプール取引数量の把握に向けた手当てを進めるべき
- 個人投資家・機関投資家の別、ダークプール取引への理解度、価格改善に対する期待度等、顧客の属性・ニーズに応じて、適切な説明・対応を行うべき
- 特に個人投資家について、ダークプール取引について十分な理解なく利用しているおそれがある
- 現段階では、市場規制ではなく、業者規制の一環として手当てすべき

ダークプール取引の透明化等に向けた対応策

1. ダークプールを経由した注文の把握

東証において市場規模を把握できるよう、東証の立会外市場(ToSTNeT)に注文を出す際、ダークプールで対当した注文であることを明示させる。

2. ダークプールへの回送条件・運営情報の説明

顧客保護の観点から、顧客からの注文をダークプール※に回送する金融商品取引業者(ダークプール回送者)に、以下を求める。

※ 自社で運営するものを含む。

- 回送先であるダークプールの運営状況を把握すること
- ダークプールへの回送条件や運営情報(運営者の会社情報・参加者情報等)について、顧客の知識・経験等を踏まえた適切な説明を行うこと

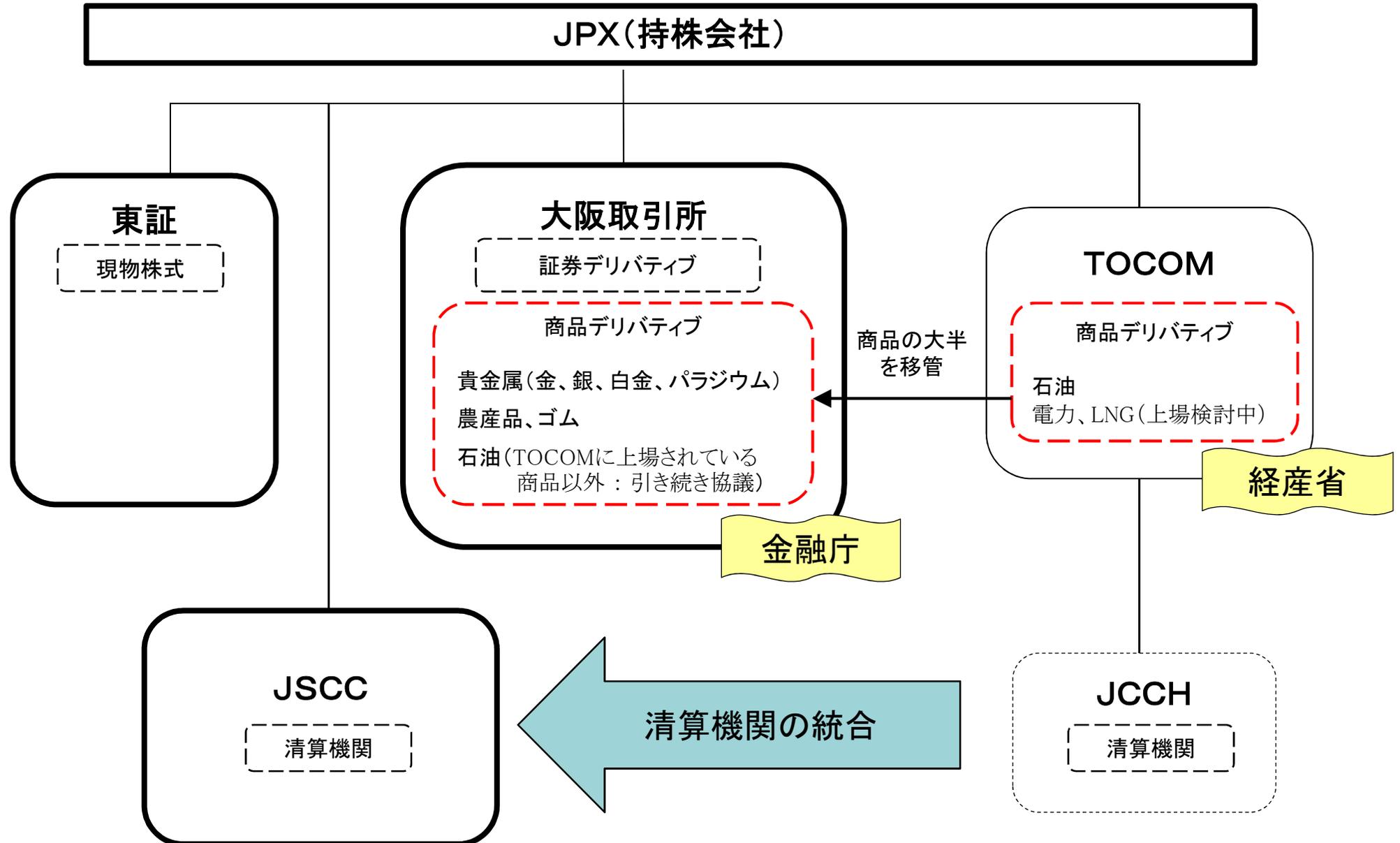
3. 価格改善の実効性の確保

顧客・当局から求めがあった場合に、事後に価格改善の状況の確認ができるよう、ダークプール回送者に、ダークプールにおける対当状況(時刻・価格)の記録・保管を求める(顧客が価格改善よりも優先する事項がある場合を除く。)



今後、事業者等へのヒアリングを踏まえ、内閣府令や監督指針の改正を検討。

総合取引所の実現スキーム





市場構造の在り方等に関する検討について

2019年5月17日

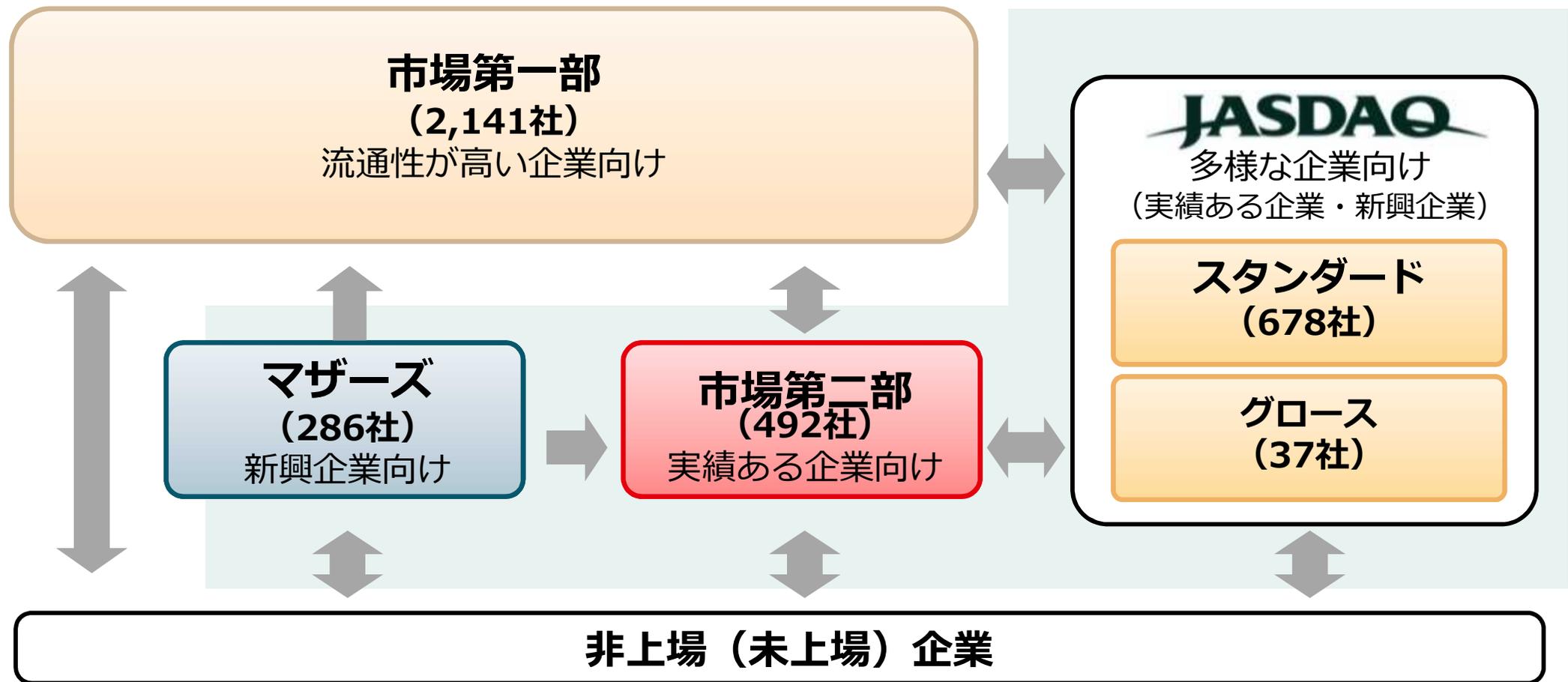
株式会社東京証券取引所

現在の市場構造

現在、東証の一般投資家向け市場は、2013年の現物市場の統合直前の東京・大阪の基本的な市場構造を維持

→統合から5年が経過する中、将来を見据えて改善すべき課題が顕在化

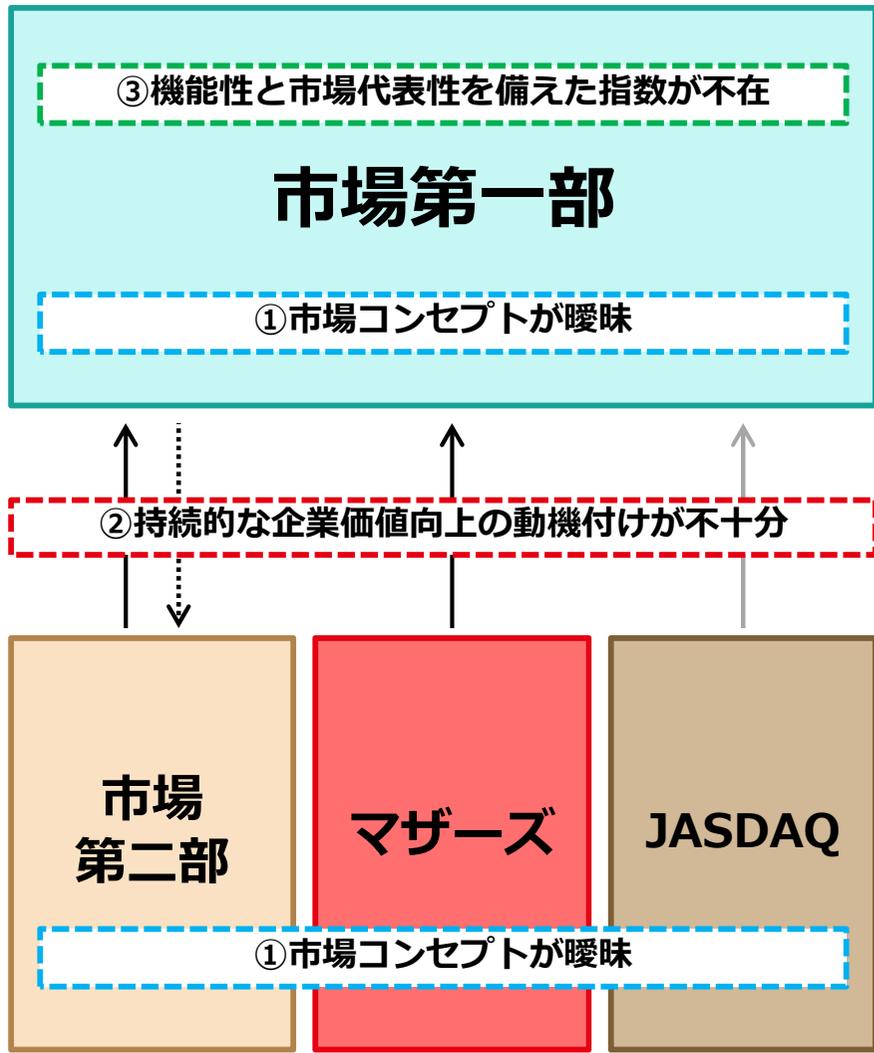
→昨秋から、現状の課題と論点の整理を実施



注：各市場の上場会社数は、2019年4月末時点

現在の市場構造を巡る課題

現在の市場構造を巡る課題 (3/27公表)



①各市場区分のコンセプトが曖昧であり、多くの投資者にとって利便性が低い

- ✓ 市場第二部・マザーズ・JASDAQの位置付けの重複・分かりづらさ
- ✓ 市場第一部は市場コンセプトが明確でなく、パッシブ投資隆盛により流動性の低い銘柄の価格形成にゆがみ

②上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの点で期待される役割を十分に果たせていない

- ✓ 市場第一部へのステップアップ基準は、上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの観点から十分に機能せず
- ✓ そのほか、機関投資家の参入のための方策や新興企業に適した開示制度の検討が必要

③投資対象としての機能性と市場代表性を備えた指数が存在しない

- ✓ 多くの投資者がベンチマークとしているTOPIXは、市場第一部全銘柄で構成
- ✓ JPX日経400やTOPIX500などの指数をベンチマークとする投資者は少ない

● 我が国経済の持続的成長に向けては、上場会社各社の中長期的な企業価値向上とベンチャー企業の育成が必要かつ喫緊の課題

■ 各市場区分のコンセプトが曖昧であり、多くの投資者にとって利便性が低い

- 現在の四つの市場区分 (市場第一部、市場第二部、マザーズ及びJASDAQ) は過度に複雑で断片的、特に市場第二部、マザーズ及びJASDAQの差異は、投資家にとって分かりにくく、それゆえに、日本で上場する中小企業に対する潜在的な投資家の興味・関心を損なっている
- 異なる四つの市場区分が存在することは、企業の資金調達能力を高めることにはつなげておらず、投資者の利便性も向上させていない
- 複数の市場区分があるため、中小上場企業への投資リスクが分かりにくくなっている
- 現在、中小型企業・新興企業に係る市場が複数あり、その性格付けがあいまいだが、特に、IPO先としてマザーズ、JASDAQ、市場第二部があることが紛らわしい
- 新興企業の新規上場先としては、マザーズとJASDAQ グロースがあるが、JASDAQグロースでは新規上場はみられず、事実上その存在意義は失われている
- 市場第二部とJASDAQスタンダードが併存しているが、二つの市場を維持する必要性はない
- 市場第一部上場企業の「数」が多いこと自体は問題ではなく、収益、時価総額、流動性、経営体制・ガバナンス、情報開示などの低い企業が多数含まれていることが問題である
- 市場第一部は、現在、時価総額、流通性、外国人株式保有比率の高い企業や低い企業が混在している状況
- TOPIXに連動する運用資産が増える中で、時価総額や流動性の低い株式の価格形成が歪められている懸念があるため、見直しによる早急な対応が必要

■ 上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの点で期待される役割を十分に果たせていない

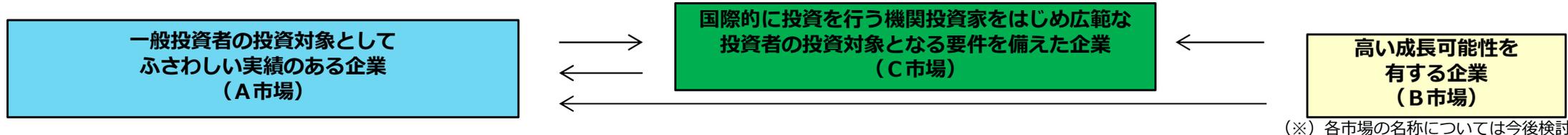
- スタートアップのベンチャー企業によるスモールIPOの実態については様々な評価があるが、起業家のインセンティブとしては評価できるものの、上場時の規模が小さく、そのまま成長しない企業が相応に見られることは問題
- 特にオールドエコノミーの企業の場合、上場後大きなコーポレートアクションも取らず、何のために上場したのか分からない銘柄も多く存在する
- 実績のある企業の中には、企業価値向上のモチベーションが見受けられない場合もある
- マザーズから市場第一部へのステップアップの基準が低すぎるため、ステップアップ後の成長がみられず、企業価値向上のインセンティブが働いていない
- 多くの経営者にとって、市場第一部上場には大きな達成感があるため、早い段階でステップアップすると、その後の成長が鈍化する懸念がある
- 新興企業は、ビジネスモデルの新規性などの面から事業評価が難しい場合が多く、成果が出るまでの待機期間が長いことから、事業を評価する上での専門性を有する長期目線の機関投資家の参入が重要
- 上場前はベンチャーキャピタルによる外部からのプレッシャーがあるが、上場後は個人投資家中心となるため規律付けがなくなる
- 内部管理体制が貧弱なベンチャー企業に対して過大な情報開示の負担が生じており、その対応で疲弊している懸念がある
- 現行の開示制度では、業績に対する開示を重視しているが、成長性という観点では事業内容、進捗についてより詳しく詳細に説明する枠組みが必要である

■ 投資対象としての機能性と市場代表性を備えた指数が存在しない

- TOPIXの対象構成銘柄は多く、大半は流動性が低いこともあり、パッシブ投資家とアクティブ投資家にとって、ベンチマークとしてこれらの銘柄数を追うことは難しい状況（海外のS&P 500、FTSE 100などは、構成銘柄数がより少ない）
- TOPIXが市場第一部の上場会社すべてを対象としているため、時価総額が低く、浮動株比率の低い企業について、インデックスファンドの影響により、株価がフェアバリューより高く評価される傾向にある
- TOPIXは構成銘柄数が多すぎるため、問題がある
- 国際比較では、TOPIXとS&P500やダウが比較されているが、同じ性質の指数が比較されている訳ではないという問題意識がある
- TOPIXとそのほかにTOPIXコア30とラージ70もプレミアム指数として組成されているが、市場第一部の上場会社数に照らすと、この二つの指数には日本市場のトレンドが反映されていない
- JPX日経インデックス400が、どうして利用されず十分な成果を出していないのか
- JPX日経インデックス400の成否について適切に分析・検証することが必要

市場構造の問題と改善に向けた論点整理

- 幅広い企業に上場機会を提供するとともに、上場後の持続的な企業価値向上を動機付ける観点から、既存の市場区分にとらわれず将来の市場構造の在るべき姿として、**上場銘柄の特性（上場会社の成長段階、投資家の層）に応じた複数の市場区分を設け、明確なコンセプトに基づいた制度に再設計を行うことが適当**



(コンセプトに基づく基準)

○上場基準

- ・ A・C市場：ガバナンス体制・流動性・利益水準・市場評価（時価総額）等による基準
- ・ B市場：先行投資型企業を含め、成長可能性の高い新興企業に幅広く上場機会を提供する観点から、A・C市場の基準より緩和された基準

○退出基準

- ・ 経営成績・財政状態だけでなく市場評価も加味した基準

(企業価値向上の動機付けを補完する仕組み等)

- ・ 他市場からの移行基準、新規上場基準、退出基準を共通化
- ・ 機関投資家参入促進のための方策の検討
- ・ 企業の成長段階、投資家層の厚みを踏まえた開示制度その他諸制度の最適化
- ・ 特にC市場においては、グローバルな機関投資家の視点等をより強調した基準により選定された銘柄で構成される指数や区分などにつき、投資者ニーズを踏まえて検討

※ 企業や投資者への影響を十分に考慮した移行プロセスを確保

- ・ 上場会社の申請による市場選択機会の確保、数年単位の移行期間や段階的な基準変更など

■ 各市場の役割の明確化・市場構造の単純化のうえ、各市場のコンセプトの見直しを行うことが適当との意見

- 多数の市場区分は必要なく、役割を明確にしてシンプルにすべきであり、そのほうが海外投資家を惹きつけるという目的にかなう
- エントリー市場については、新興企業及び実績のある企業ともに、ステップアップを目指す企業が、企業価値向上に取り組む場（上位市場から市場変更した企業も再昇格を目指し、体制を再構築する市場）と積極的に位置付けることが適当
- それぞれに独自の役割と機能を持ち、ステップアップを狙いたくなるような自立した株式市場の整備・拡充が望まれる
- 時価総額や流動性基準のほか、資金調達を要件とする等、実績のある企業向けの市場の市場コンセプトを積極的に定義付けることが重要
- 新興企業に対しては、現行のマザーズにおける上場基準は維持し、間口の広い資金調達環境を提供する市場にすべきであり、市場構造として、世界で最もベンチャー企業が資金調達しやすい市場を目指すべきである
- 利益に関わらず、研究開発型の企業について上場機会を提供していくことは重要
- 資本市場が魅力的ではないと、海外からの投資が集められず、日本国内の資金の還流となると市場は成り立たないため、日本経済の将来のことを考え、グローバル投資家がポートフォリオに入れたいと思う会社を増やしていくことが必要
- 世界規模での投資機会を追求する洗練された機関投資家にアピールできるよう、海外の競合市場と競争できる十分な売買高と流動性を確保し、上場企業数という点でグローバルに見て競争的な「規模」を維持することが重要

■ 基準等の共通化、機関投資家参入の促進、開示制度その他諸制度の見直しなどによる持続的な企業価値向上の動機付けを補完する仕組みが考えられるとの意見

- 市場第一部への市場変更に関する基準を引き上げることで、上場後の成長を動機付けることが考えられる
- 市場第二部を介して市場第一部指定を受ける場合や、直接市場第一部に上場する場合の上場するための要件は、同一であって然るべき
- 市場第二部からの市場第一部へのステップアップの基準を、JASDAQから市場第一部へのステップアップの基準と同一にすることが必要
- 公開市場である以上、流動性に関する上場基準を厳しくするべきであり、そうすれば機関投資家の参入が見込まれるのではないか
- 「新興市場」については、「新興成長企業を育てる」という理念を踏まえて、機関投資家が参加できる市場になることを目指すべき、そのためには、流動性の確保（流通株式数の基準の引き上げなど）などの工夫が必要であろう
- 上場後は、短期的・事務的な開示事項が多いが、より中長期的なビジョンの開示とその進捗状況の開示を通じて、マインドセットを変えていくことが考えられる
- 市場区分で特性を明確にするほか、ステップアップ先の市場は現状のままとし、新たな指数で区分するという選択肢が考え得る
- 現在の枠組みを残した上で、市場第一部内に新たなプレミアム枠を設置することが、投資者等のステークホルダーの期待に応えられる制度ではないか

■ 上場会社、市場関係者への影響やTOPIXの連続性に配慮をしたうえで適切な移行プロセスが必要との意見

- 日本の場合、代表的なベンチマークと市場区分が一致していることから、市場区分の見直しは非常にインパクトが大きい
- 指数（TOPIX）の連続性に配慮が必要であり、さらに投資信託における重大な約款変更や運用手法の大幅変更等による混乱を避ける必要もある
- 指数の連続性及び代表性への考慮が必要
- TOPIXはカバレッジが大きく、時価総額加重平均型のため、日本の株式市場を表す指標として妥当だが、市場第一部企業数が減少すると、TOPIXの組入銘柄が減少し、株式指数の一貫性が大きく損なわれることを懸念
- 市場関係者への影響を十分に考慮し、移行期間を含めて移行プロセスについて検討することが必要
- TOPIXへの反映タイミングを複数回に分けるなど、市場に悪影響を及ぼさないような変更プロセスが望まれる
- 既存の運用商品や上場企業への影響を踏まえ、例えば、段階的に行う等の十分な移行期間の検討が必要
- 今回の見直しに伴う影響を懸念する意見には理解を示すが、企業価値は市場の区分ではなく、ファンダメンタルに基づき決定されるべきものであるため、よりよい市場区分の導入はできる限り早期に実施すべき、ただし、周知期間や移行期間は相応に設けることが必要である

平成 31 年 4 月 25 日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の八又は第二十一号の九に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（平成二十八年金融庁告示第四十八号）の一部を改正する件」について

中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制は、金融システムの安定性の確保等を目的に、平成 28 年 9 月より取引規模に応じて段階的に実施することを国際的に合意したものであり、金融庁も、平成 28 年 [3 月 31 日](#) 及び [7 月 25 日](#) に関連する内閣府令及び監督指針等を公布し、平成 28 年 9 月 1 日より施行しました。

同内閣府令には、同等性評価を通じて国際的に規制の重複等の排除に努める必要性が合意されていることを踏まえ、外国規制が本邦規制と同等と認められる場合に、当該外国規制が定める方法によって証拠金の授受を行うことを許容する規定が盛り込まれています。

平成 28 年 10 月 21 日に告示（平成二十八年金融庁告示第四十八号）を公布し、本邦規制及び外国規制が重複して適用される場合には、取引当事者等を適切に監督する外国当局が執行する外国規制に準拠して証拠金の授受等を行うことを許容するという、我が国における同等性評価の適用に係る枠組み、及びその対象となる外国規制等について決めました。当該枠組みは、金融商品取引業者等（本邦系銀行等のほか、外国規制に服する外国銀行等の本邦現地法人・支店を含む。）が行う中央清算されない店頭デリバティブ取引に外国規制が適用される場合には、国内取引、クロスボーダー取引、国外取引のいずれにも適用されます。

今般、外国当局との間における協議の結果等を踏まえ、本邦規制と同等と認められる外国規制として、従来の米国商品先物取引委員会（CFTC）、カナダ金融機関監督庁（OSFI）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、香港金融管理局（HKMA）、シンガポール金融管理局（MAS）が所管する規制に加え、新たに欧州経済領域協定に規定された国に適用される規制を定めることとし、本告示の一部を改正することとしました。

本告示の具体的な内容については別紙を御参照ください。

本告示については、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙）金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の八又は第二十一号の九に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（平成二十八年金融庁告示第四十八号）の一部を改正する件

海外金融事業者誘致に向けた東京都庁・金融庁の一体的取組み (別紙8)

海外の金融事業者を対象に、法人設立や金融業の登録など、拠点開設に係るさまざまな疑問にワンストップでお答えし、必要となる手続きを支援します。

拠点開設を検討している海外金融事業者

相談



支援・助言

－東京都庁－

金融ワンストップ支援サービス

E-mail: financial-desk@bdc-tokyo.org

Tel: 03-6269-9981

- ✓ 「金融窓口相談員」による相談受付
- ✓ 企業の拠点設立に関する照会
(法人登記等)
- ✓ 生活環境に関する情報提供
(英語対応可能な病院や子女向け学校等)
- ✓ 手続きに精通した弁護士の紹介・相談費用の補助

URL: <http://www.bdc-tokyo.org/>

－金融庁－

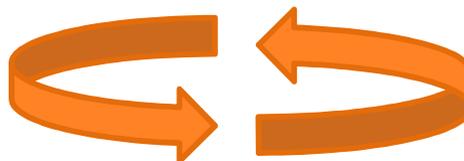
金融業の拠点開設サポートデスク

E-mail: marketentry@fsa.go.jp

Tel: 03-3506-7109

- ✓ 金融関連の法令解釈や手続きに関する照会
- ✓ 金融業としての登録手続きに向けた継続的なフォロー

URL: <http://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>



どちらの窓口にも相談
いただいても、窓口
間で連携し、包括的
に対応